

## 報第 15 号

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

## 報第 16 号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

## 報第 17 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

## 報第 18 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

## 報第 19 号

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第 20 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
案に対する意見の申出について

報第 21 号

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対  
する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第  
29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められまし  
たが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務  
委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理し、  
異存のない旨申し出ましたので、同条第 3 項の規定により報告しま  
す。

令和 5 年 12 月 19 提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

教企第1465号

令和5年11月30日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正  
する条例等について（回答）

令和5年11月24日付け人第2777号で照会のありました標記のことについては、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案等の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 中松

電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 渡邊

電話 内線 8138

人第 2777 号  
令和 5 年 11 月 24 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例等について（照会）

次の条例案を別紙のとおり令和 5 年第 3 回定例会に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

- 意見をお聴きする条例名
- ・ 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例
  - ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

問合せ先  
人事課  
労務グループ 佐々木  
内線 2181

## 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する

### 条例

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和 31 年神奈川県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 9 項中「任命権者の要請に係る人事交流により国又は他の地方公共団体に勤務する者から引き続いて採用された職員」を「新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 9 項の規定（新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）の旅行に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。

日付：令和5年10月3日

## 新旧対照表

○職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例

新	旧
第1条～第5条 (略) (旅費の種類) 第6条 (略) 2～8 (略) 9 移転料は、赴任（ <u>新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）</u> ）及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。 10～15 (略) 第7条～第39条 (略)	第1条～第5条 (略) (旅費の種類) 第6条 (略) 2～8 (略) 9 移転料は、赴任（ <u>任命権者の要請に係る人事交流により国又は他の地方公共団体に勤務する者から引き続いて採用された職員</u> ）及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。 10～15 (略) 第7条～第39条 (略)

## 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第9項中「第22条の4第3項」の次に「（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第9条の2第2項中「100分の12.09」を「100分の12.19」に改める。

第15条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100を」を「100分の105」に、「100分の57.5を」を「100分の60」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第10までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		



定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100		

93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300						
94		295,900	343,600	382,500	394,300							
95		296,200	344,100	382,900	394,600							
96		296,600	344,500	383,300	394,800							
97		296,800	344,700	383,600	395,000							
98		297,100	345,100	384,100	395,300							
99		297,500	345,500	384,500	395,600							
100		297,900	345,800	384,900	395,800							
101		298,100	346,100	385,200	396,000							
102		298,400	346,500	385,700								
103		298,800	346,900	386,100								
104		299,100	347,300	386,500								
105		299,300	347,800	386,800								
106		299,600	348,200									
107		300,000	348,600									
108		300,300	349,000									
109		300,500	349,500									
110		300,900	349,900									
111		301,300	350,200									
112		301,600	350,500									
113		301,800	351,000									
114		302,000										
115		302,300										
116		302,700										
117		302,900										
118		303,100										
119		303,400										
120		303,700										
121		304,100										
122		304,300										
123		304,600										
124		304,900										
125		305,200										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。

## 別表第2 (第3条関係)

## 行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額	給料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,900
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,900
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,800
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	352,700
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	353,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	354,700
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	355,500
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	356,400
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	357,300
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	358,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	359,100
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	359,900
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	360,600
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	361,300
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	362,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	362,600
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	363,300
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	364,000
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	364,700
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	365,300
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	366,000
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	366,700
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	367,400
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	368,000
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	368,700
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	369,400
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	370,100
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	370,700
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	371,400
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	372,100
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	372,800
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	373,400
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	374,100
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	374,800
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	375,500
	89	227,000	260,900	294,500	318,600	376,100
	90	227,400	261,100	295,000	318,900	376,800
	91	227,700	261,400	295,500	319,200	377,500
	92	228,000	261,600	295,800	319,500	378,200
	93	228,200	261,900	296,200	319,700	378,800
	94	228,500	262,200	296,700	320,000	379,500
	95	228,800	262,500	297,200	320,300	380,200
	96	229,100	262,700	297,700	320,500	380,900
	97	229,300	262,900	298,000	320,700	381,500
	98	229,600	263,200	298,400	321,000	382,200
	99	229,800	263,400	298,900	321,300	382,900
	100	230,100	263,700	299,400	321,500	383,600
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	384,200
	102	230,600	264,200	300,200		384,900
	103	230,900	264,500	300,500		385,600
	104	231,200	264,800	300,800		386,300
	105	231,500	265,000	301,100		386,900
106	232,000	265,200	301,500		387,600	
107	232,300	265,500	301,900		388,300	
108	232,600	265,700	302,300		388,900	

	109	232,800	266,000	302,600		389,300
	110	233,200	266,300	303,000		389,800
	111	233,600	266,600	303,400		390,300
	112	233,900	266,800	303,700		390,800
	113	234,100	267,000	303,900		391,200
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	219,800	227,900	284,400	302,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	221,900	229,900	285,800	304,300	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	224,000	231,700	287,100	306,000	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	225,900	233,500	288,400	307,800	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	227,900	235,500	289,400	309,300	360,000	392,300
	6	197,000	213,400	229,900	237,000	290,400	311,100	362,000	394,300
	7	199,200	215,700	231,700	238,500	291,600	313,000	364,000	396,100
	8	201,500	217,900	233,500	240,100	292,700	314,900	365,800	397,900
	9	204,100	219,800	235,500	242,000	293,600	316,500	367,500	399,600
	10	205,800	221,900	237,000	243,600	295,100	318,500	369,500	401,500
	11	207,600	224,000	238,500	245,300	296,700	320,500	371,500	403,500
	12	209,400	225,900	240,100	246,800	298,200	322,500	373,500	405,500
	13	211,300	227,900	242,000	248,500	299,800	324,400	375,300	407,100
	14	213,400	229,900	243,600	250,400	301,500	326,000	377,300	409,200
	15	215,700	231,700	245,300	252,200	303,200	327,500	379,300	411,200
	16	217,900	233,500	246,800	254,000	304,900	329,000	381,300	413,300
	17	219,800	235,500	248,500	255,300	306,200	330,500	382,900	415,000
	18	221,900	237,000	250,400	257,400	307,800	332,700	384,900	417,300
	19	224,000	238,500	252,200	259,700	309,500	334,800	386,900	419,800
	20	225,800	240,100	254,000	262,000	311,100	336,900	388,900	422,200
	21	227,600	242,000	255,300	264,200	312,700	338,600	392,200	424,600
	22	229,400	243,600	256,800	266,000	315,600	340,400	394,200	426,400
	23	231,100	245,300	258,300	267,500	318,400	342,200	396,000	428,300
	24	232,700	246,800	259,700	268,900	321,200	344,000	397,800	430,200
	25	234,600	248,500	261,100	270,700	324,100	345,900	399,500	432,000
	26	236,000	250,400	261,900	271,900	326,000	347,900	401,500	433,600
	27	237,400	252,200	262,700	273,100	327,500	349,800	403,500	435,200
	28	238,800	254,000	263,600	274,400	329,000	351,600	405,500	436,700
	29	240,400	255,300	264,500	275,500	330,500	353,400	407,100	438,100
	30	241,900	256,800	265,600	277,000	332,700	355,500	409,200	439,800
	31	243,500	258,300	266,700	278,100	334,800	357,300	411,200	441,400
	32	245,100	259,700	267,600	279,200	336,900	359,200	413,300	442,800
	33	246,700	261,100	268,400	280,400	338,600	360,700	415,000	443,700
	34	248,300	261,900	269,400	281,700	340,400	363,100	416,600	445,300
	35	249,900	262,700	270,500	282,700	342,200	365,700	418,200	447,100
	36	251,500	263,600	271,400	283,700	344,000	368,400	419,800	448,900
	37	252,700	264,500	271,900	284,400	345,900	371,000	421,300	450,400
	38	254,700	265,600	273,100	285,800	347,900	373,100	422,900	452,200
	39	256,800	266,700	274,100	287,100	349,800	375,000	424,300	454,000
	40	258,800	267,600	275,100	288,400	351,600	377,400	425,700	455,700
	41	261,100	268,400	275,700	289,400	353,400	379,200	426,800	457,300
	42	261,900	269,400	276,600	290,400	355,500	381,300	428,200	459,000
	43	262,700	270,500	277,400	291,600	357,300	383,300	429,700	460,600
	44	263,600	271,400	278,200	292,700	359,200	385,300	431,200	462,400
	45	264,500	271,900	279,000	293,600	360,600	387,100	432,500	463,900
	46	265,600	273,100	280,000	295,100	362,600	389,200	434,200	465,300
	47	266,700	274,100	280,900	296,700	364,500	391,200	435,800	466,800
	48	267,600	275,100	281,700	298,200	366,500	393,100	437,400	468,100
	49	268,400	275,700	282,500	299,800	368,400	394,800	438,800	469,300
	50	269,400	276,600	284,600	301,500	370,500	396,200	440,500	470,000
	51	270,500	277,400	286,700	303,200	372,400	397,500	442,200	470,700
	52	271,400	278,200	288,800	304,900	374,400	398,800	443,800	471,400
	53	271,900	279,000	290,800	306,200	376,300	399,800	445,200	471,900
	54	273,100	280,000	292,800	307,800	378,400	400,900	445,900	472,700
	55	274,100	280,900	295,000	309,500	380,400	401,900	446,600	473,400
	56	275,100	281,700	296,900	311,100	382,400	402,900	447,300	474,000

	57	275,700	282,500	299,200	312,700	384,100	404,000	447,700	474,300
	58	276,600	283,700	301,100	314,100	385,800	405,200	448,300	474,900
	59	277,400	284,900	302,800	315,600	387,400	406,300	449,000	475,400
	60	278,200	286,200	304,600	317,100	389,000	407,500	449,600	475,900
	61	279,000	287,600	306,200	318,400	390,200	408,800	450,400	476,400
	62	280,000	289,200	307,800	319,900	391,200	411,000	451,100	476,800
	63	280,900	290,500	309,500	321,400	392,200	413,400	451,600	477,200
	64	281,700	291,800	311,100	322,900	393,200	415,700	452,100	477,600
	65	282,500	293,200	312,700	324,400	394,300	418,000	452,600	477,900
	66	283,700	294,700	314,100	326,100	395,400	419,500	452,900	
	67	284,900	296,100	315,600	327,800	396,500	421,000	453,200	
	68	286,200	297,500	317,100	329,400	397,600	422,400	453,600	
	69	287,600	298,700	318,400	330,800	398,900	423,900	454,000	
	70	289,200	300,300	319,900	332,200	399,700	425,200	454,200	
	71	290,500	301,900	321,400	333,600	400,500	426,400	454,500	
	72	291,800	303,200	322,900	335,200	401,100	427,600	454,700	
	73	293,200	304,500	324,400	336,700	401,600	428,600	455,100	
	74	294,700	306,000	326,100	338,300	403,000	429,300	455,300	
	75	296,100	307,400	327,800	339,900	404,700	430,100	455,500	
	76	297,500	308,700	329,400	341,500	406,300	430,900	455,700	
	77	298,700	310,000	330,800	342,400	408,100	431,400	456,100	
	78	300,300	311,600	332,200	344,100	408,900	431,800	456,300	
	79	301,900	313,000	333,600	345,700	409,700	432,200	456,500	
	80	303,200	314,400	335,200	347,300	410,400	432,500	456,700	
	81	304,500	315,700	336,700	348,900	411,300	432,800	457,100	
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	82	306,000	317,100	338,300	350,600	412,000	433,200		
	83	307,400	318,400	339,900	352,200	412,700	433,500		
	84	308,700	319,800	341,500	353,900	413,300	433,800		
	85	310,000	320,500	342,400	355,400	414,000	434,100		
	86	311,600	322,000	344,100	357,000	414,400	434,400		
	87	313,000	323,500	345,700	358,500	415,000	434,700		
	88	314,400	325,200	347,300	360,000	415,600	435,000		
	89	315,700	327,000	348,900	361,200	416,000	435,300		
	90	317,100	328,700	350,600	362,600	416,600	435,600		
	91	318,400	330,300	352,200	363,900	417,100	435,900		
	92	319,800	331,900	353,900	365,300	417,600	436,200		
	93	320,500	333,500	355,400	366,400	418,100	436,500		
	94	322,000	335,100	357,000	367,600	418,700	436,800		
	95	323,500	336,700	358,500	368,800	419,100	437,100		
	96	325,200	338,300	360,000	370,000	419,600	437,400		
	97	327,000	339,700	361,200	371,300	420,000	437,600		
98	328,700	341,200	362,600	372,500	420,300	437,900			
99	330,300	342,700	363,900	373,700	420,600	438,200			
100	331,900	344,100	365,300	374,800	420,900	438,400			
101	333,500	345,400	366,400	375,900	421,200	438,600			
102	335,100	346,600	367,600	377,100	421,500	438,900			
103	336,700	347,800	368,800	378,200	421,800	439,200			
104	338,300	349,100	370,000	379,400	422,100	439,500			
105	339,700	350,400	371,300	380,700	422,300	439,700			
106	341,200	351,900	372,500	381,200	422,600	440,000			
107	342,700	353,400	373,700	381,800	422,900	440,300			
108	344,100	354,800	374,800	382,400	423,100	440,600			
109	345,400	356,100	375,900	383,100	423,300	440,800			
110	346,600	357,300	377,100	384,700	423,600				
111	347,800	358,400	378,200	386,200	423,900				
112	349,100	359,600	379,400	387,800	424,100				
113	350,400	360,700	380,500	389,200	424,300				
114	351,900	361,800	381,100	390,400	424,600				
115	353,400	362,900	381,600	391,800	424,900				
116	354,800	364,000	382,100	392,800	425,100				

117	356,100	365,200	382,700	394,100	425,300				
118	357,100	365,700	383,300	395,200					
119	358,000	366,300	383,900	396,300					
120	359,100	366,900	384,500	397,500					
121	359,900	367,500	384,800	398,800					
122	360,400	368,000	385,300	399,600					
123	360,900	368,500	385,900	400,400					
124	361,400	369,000	386,400	401,100					
125	361,700	369,400	386,800	401,600					
126		369,800	387,200	402,300					
127		370,400	387,800	403,000					
128		370,900	388,300	403,700					
129		371,300	388,700	404,000					
130		371,800	389,200	404,700					
131		372,400	389,800	405,400					
132		372,900	390,300	405,900					
133		373,100	390,600	406,300					
134		373,600	391,000	406,800					
135		374,100	391,500	407,400					
136		374,500	391,800	407,900					
137		375,000	392,100	408,400					
138		375,500	392,600	408,800					
139		376,000	393,100	409,300					
140		376,500	393,600	409,800					
141		376,800	393,900	410,300					
142		377,300	394,400	410,800					
143		377,800	394,900	411,400					
144		378,300	395,400	411,900					
145		378,600	395,700	412,300					
146		379,100	396,200	412,900					
147		379,500	396,700	413,400					
148		379,900	397,200	413,600					
149		380,200	397,600	413,900					
150		380,700	398,100	414,400					
151		381,200	398,500	414,700					
152		381,700	399,000	415,000					
153		382,000	399,400	415,300					
154		382,500	399,900	415,700					
155		383,000	400,300	416,100					
156		383,500	400,800	416,500					
157		383,800	401,200	416,800					
158			401,700	417,200					
159			402,100	417,600					
160			402,600	418,000					
161			403,000	418,300					
162			403,500	418,700					
163			403,900	419,100					
164			404,400	419,500					
165			404,800	419,800					
166			405,300	420,200					
167			405,700	420,600					
168			406,200	421,000					
169			406,600	421,300					
170			407,100						
171			407,500						
172			408,000						
173			408,400						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	254,200	258,300	274,000	289,600	306,200	320,300	379,200	410,900	

備考 この表は、警察官に適用する。



## 別表第4（第3条関係）

## 海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400

	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	494,600
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	494,900
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	495,500
	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	496,000
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100		
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400		
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600		
70			371,300	423,300	450,900		
71			371,700	423,900	451,200		
72			372,000	424,500	451,400		
73			372,400	425,000	451,600		
74			372,600	425,600			
75			373,000	426,100			
76			373,300	426,700			

	77			373,600	427,200		
	78			374,100	427,800		
	79			374,600	428,500		
	80			375,000	429,100		
	81			375,400	429,400		
	82			375,800	430,000		
	83			376,300	430,600		
	84			376,800	431,200		
	85			377,200	431,600		
	86			377,700	432,100		
	87			378,100	432,800		
	88			378,500	433,500		
	89			379,000	433,700		
	90			379,500	434,200		
	91			380,000	434,900		
	92			380,500	435,600		
	93			380,800	435,800		
	94			381,200			
	95			381,700			
	96			382,100			
	97			382,600			
	98			382,900			
	99			383,400			
	100			383,800			
	101			384,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円		円
		221,300		251,300		280,700	
						321,500	
						350,400	
							397,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

## 海 事 職 給 料 表 （2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500
	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400
	46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100
	47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800
	48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500
	49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000
	50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400
	51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800
	52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200
	53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500
	54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900
	55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500
	56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100
	57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400
	58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900
	59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400
	60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800
	61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000
	62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400
	63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700
	64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100
	65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300
	66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700
	67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100
	68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500
	69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900
	70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300
	71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600
	72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100
	73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600
	74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100
	75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600
	76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800
	77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100
	78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500
	79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900
	80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300
	81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700
	82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000
	83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400
	84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700
	85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100
	86		294,200	327,500	336,300	352,500
	87		294,500	327,700	336,600	352,900
	88		294,700	327,900	336,900	353,300
	89		294,900	328,200	337,100	353,700
	90		295,100	328,500	337,400	354,100
	91		295,400	328,700	337,700	354,500
	92		295,700	329,000	338,100	354,900

	93		295,900	329,200	338,500	355,300
	94		296,200	329,400	338,700	355,700
	95		296,500	329,700	339,000	356,100
	96		296,700	330,000	339,200	356,500
	97		296,900	330,200	339,500	356,900
	98		297,100	330,500	339,800	
	99		297,300	330,700	340,100	
	100		297,600	331,000	340,400	
	101		297,900	331,200	340,600	
	102		298,200	331,400	340,900	
	103		298,400	331,600	341,200	
	104		298,600	331,800	341,500	
	105		298,900	332,200	341,700	
	106			332,400	342,100	
	107			332,600	342,300	
	108			332,900	342,500	
	109			333,200	342,800	
	110			333,400		
	111			333,700		
	112			334,000		
	113			334,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円
		216,100	230,600	232,600	254,700	283,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	433,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	436,000
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	438,500
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	440,900
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	443,300
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	445,900
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	448,500
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	450,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	453,000
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	455,300
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	457,800
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	460,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	462,700
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	465,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	467,700
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	470,100
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	472,400
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	474,800
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	477,200
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	479,700
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	482,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	484,600
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	487,000
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	489,500
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	491,800
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	494,000
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	496,200
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	498,400
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	500,000
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	501,500
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	503,100
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	504,600
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	506,300
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	507,700
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	509,100
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	510,600
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	511,700
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	512,900
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	514,100
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	515,300
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	516,200
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	493,500	517,200
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	495,100	518,200

	44	234,200	294,900	364,400	409,700	496,700	519,200
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	498,300	520,300
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	499,000	521,200
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	499,700	521,900
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	500,300	522,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	500,900	523,400
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	501,600	524,200
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	502,300	525,000
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	502,900	525,800
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	503,500	526,500
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	504,200	527,300
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	504,900	528,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	505,500	528,900
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	506,100	529,600
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	506,800	
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	507,500	
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	508,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	508,700	
	62	257,900	309,900	381,300	433,100		
	63	258,700	310,800	382,100	434,100		
	64	259,500	311,700	382,900	435,000		
	65	260,300	312,500	383,500	435,900		
	66	261,100	313,400	384,300	436,700		
	67	261,800	314,300	385,000	437,300		
	68	262,400	315,200	385,700	438,100		
	69	263,000	316,100	386,300	438,500		
	70	264,000	317,100	387,000	439,100		
	71	265,200	318,100	387,700	439,600		
	72	266,200	319,100	388,400	440,100		
73	267,400	319,600	389,100	440,600			
74	268,600	320,600	389,700	441,200			
75	269,600	321,700	390,300	441,700			
76	270,600	322,700	391,000	442,200			
77	271,600	323,800	391,700	442,700			
78	272,600	324,800	392,300	443,300			
79	273,600	325,700	392,900	443,800			
80	274,500	326,600	393,500	444,300			
81	275,500	327,500	394,100	444,800			
82	276,600	328,300	394,700				
83	277,700	329,000	395,300				
84	278,600	329,600	395,900				
85	279,500	330,100	396,400				
86	280,400	330,600	396,900				
87	281,300	331,100	397,400				
88	282,000	331,500	398,100				
89	282,800	331,800	398,500				
90	283,900	332,300					
91	284,900	332,800					
92	285,900	333,200					



	93	286,800	333,500				
	94	287,700	333,900				
	95	288,700	334,300				
	96	289,600	334,700				
	97	289,900	335,200				
	98	290,800	335,700				
	99	291,500	336,200				
	100	292,400	336,700				
	101	293,300	337,200				
	102	293,900	337,700				
	103	294,600	338,200				
	104	295,300	338,700				
	105	295,800	339,100				
	106	296,300	339,500				
	107	296,800	340,000				
	108	297,200	340,400				
	109	297,400	340,900				
	110	297,800	341,300				
	111	298,100	341,800				
	112	298,300	342,200				
	113	298,600	342,700				
	114	298,900	343,100				
	115	299,200	343,600				
	116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500				
	118	300,100	344,900				
	119	300,300	345,300				
	120	300,600	345,700				
	121	300,900	346,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	427,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7（第3条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,800
	61	394,100	467,900	518,700	569,700
	62	394,600	468,600	519,500	570,600
	63	395,000	469,300	520,400	571,500
	64	395,400	469,900	521,200	572,400
	65	395,700	470,600	522,100	573,300
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,500	
	77		477,600	532,300	
	78		478,200	533,200	
	79		478,800	534,100	
	80		479,300	535,000	
	81		479,900	535,800	
	82		480,400	536,700	
	83		480,900	537,600	
	84		481,400	538,500	
	85		481,800	539,300	
	86		482,400	540,200	
	87		482,800	541,100	
	88		483,400	542,000	

	89		483,900	542,800	
	90		484,500	543,700	
	91		485,100	544,600	
	92		485,700	545,500	
	93		486,200	546,300	
	94		486,800		
	95		487,400		
	96		488,000		
	97		488,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円
		297,400	339,900	394,300	467,400

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8（第3条関係）

## 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	222,000	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	224,300	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	226,600	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	228,800	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	230,600	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	232,300	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	234,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	236,100	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	237,400	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	238,700	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	239,900	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	241,100	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	242,300	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	243,400	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	244,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	245,400	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	246,500	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	247,800	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	248,900	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	250,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	251,400	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	252,600	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	253,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	254,600	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	255,800	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	256,900	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	258,000	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	259,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	260,000	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	260,800	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	261,600	316,800	361,500	400,200	442,000

	45	225,800	262,500	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	263,500	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	264,500	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	265,500	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	266,700	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	268,200	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	269,700	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	271,000	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	272,200	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	273,800	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	275,300	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	276,800	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	278,100	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	279,500	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	280,800	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	282,100	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	283,200	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	284,600	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	286,000	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	287,300	336,400	377,900	407,000	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	239,100	288,600	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	290,200	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	291,700	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	293,100	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	294,300	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	295,800	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	297,100	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	298,600	341,400	382,100	409,200	
	73	243,100	299,900	341,700	382,700	409,400	
	74	243,600	301,300	342,300	383,200	409,700	
	75	244,100	302,700	342,800	383,800	410,000	
	76	244,600	304,000	343,300	384,400	410,300	
	77	244,900	305,000	343,800	384,900	410,500	
	78	245,200	306,200	344,300	385,400		
	79	245,500	307,400	344,800	385,900		
	80	245,700	308,800	345,200	386,400		
	81	245,900	310,100	345,500	386,700		
	82	246,200	311,300	345,800	387,200		
	83	246,500	312,500	346,200	387,600		
	84	246,700	313,700	346,500	388,000		
	85	246,900	315,000	347,000	388,400		
	86		315,800	347,300	388,900		
	87		316,500	347,600	389,300		
	88		317,200	347,900	389,700		
	89		317,800	348,300	390,100		
	90		318,500	348,600	390,600		
	91		319,200	349,000	391,000		
	92		319,800	349,300	391,400		

	93		320,400	349,700	391,800			
	94		320,600	350,000	392,300			
	95		321,100	350,300	392,700			
	96		321,600	350,600	393,100			
	97		322,200	350,900	393,500			
	98		322,700	351,300				
	99		323,200	351,700				
	100		323,600	352,100				
	101		324,200	352,600				
	102		324,700	353,000				
	103		325,100	353,400				
	104		325,600	353,800				
	105		326,100	354,300				
	106		326,500					
	107		326,700					
	108		327,000					
	109		327,400					
	110		327,800					
	111		328,200					
	112		328,600					
	113		328,900					
	114		329,100					
	115		329,500					
	116		329,800					
	117		330,000					
	118		330,300					
	119		330,600					
	120		330,900					
	121		331,100					
	122		331,400					
	123		331,800					
	124		332,000					
	125		332,200					
	126		332,400					
	127		332,800					
	128		333,000					
	129		333,200					
	130		333,600					
	131		334,000					
	132		334,400					
	133		334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基給料	準額	基給料	準額	基給料	準額	基給料	準額
		円		円		円		円
	189,700		244,500		257,900		283,100	
							323,900	
								366,200

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の医療技術職員、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第9 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000



	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,700
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	463,400
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	464,100
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	464,900
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

定年再任用短時勤務員以外の職員

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			

141	303,100	334,200						
142	303,500	334,600						
143	303,900	334,900						
144	304,200	335,300						
145	304,400	335,600						
146	304,600	336,000						
147	304,900	336,400						
148	305,300	336,800						
149	305,500	337,100						
150	305,700	337,500						
151	306,000	337,900						
152	306,300	338,300						
153	306,700	338,600						
154	306,900							
155	307,100							
156	307,400							
157	307,700							
158	308,000							
159	308,300							
160	308,600							
161	309,000							
162	309,300							
163	309,600							
164	309,900							
165	310,300							
166	310,600							
167	310,900							
168	311,200							
169	311,600							
定年前再任用 短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800	

備考 この表は、社会福祉施設等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第10 (第3条関係)

## 福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700

	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	78	254,800	317,400	342,400	387,100	409,600	
	79	255,700	318,000	342,900	387,600	409,900	
	80	256,300	318,600	343,300	388,200	410,100	
	81	257,000	318,900	343,500	388,700	410,300	
	82	257,500	319,200	343,800	389,100	410,600	
	83	258,100	319,800	344,300	389,500	410,900	
	84	258,700	320,100	344,700	389,900	411,100	
	85	259,300	320,400	345,000	390,100	411,300	
	86	260,100	320,700	345,300	390,300	411,600	
	87	260,800	321,000	345,800	390,600	411,900	
	88	261,500	321,300	346,200	390,900	412,100	
	89	262,000	321,700	346,500	391,100	412,300	
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		

定年前再任用  
短時間勤務  
職員以外の  
職員

93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500	348,200	392,400
95	265,700	323,700	348,600	392,700
96	266,400	324,100	348,800	392,900
97	267,100	324,500	349,100	393,100
98	267,800	324,900	349,500	393,400
99	268,500	325,300	349,900	393,700
100	269,200	325,600	350,100	393,900
101	269,600	325,800	350,400	394,100
102	270,100	326,100		394,400
103	270,500	326,400		394,700
104	270,900	326,700		394,900
105	271,100	327,100		395,100
106	271,300	327,300		395,400
107	271,600	327,600		395,700
108	271,900	328,000		395,900
109	272,200	328,400		396,100
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100	332,400		
123	276,500	332,800		
124	276,800	333,200		
125	277,000	333,400		
126	277,300	333,700		
127	277,700	334,100		
128	278,100	334,500		
129	278,300	334,700		
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			
134	279,900			
135	280,300			
136	280,600			
137	280,800			
138	281,100			
139	281,400			
140	281,700			

	141	281,900											
	142	282,100											
	143	282,300											
	144	282,600											
	145	283,000											
	146	283,200											
	147	283,500											
	148	283,800											
	149	284,100											
	150	284,300											
	151	284,600											
	152	284,800											
	153	285,100											
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		202,500		242,000		256,300		289,400		316,200		358,000	

備考 この表は、社会福祉施設、保健福祉事務所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条の2第2項中「100分の12.19」を「100分の12.21」に改める。

第9条の6の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第9条の7** 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所（以下この条において「住居等」という。）で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数が、人事委員会規則で定める期間以上の期間について平均して10日を超えた人事委員会規則で定める職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 前項の日数は、正規の勤務時間による勤務として住居等で勤務することを命ぜられた日のうち住居等以外の場所で勤務する時間その他人事委員会規則で定める時間を含む日を除いて計算する。

3 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

4 前3項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第13条の2中「初任給調整手当」の次に「、第9条の7の規定による在宅勤務等手当」を加える。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第18条の2の見出し及び同条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第6項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第8項及び第9項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年神奈川県条例第55号）の一部を次のように改正する。



第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の2及び別表第1から別表第10までの規定並びに附則第4項の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）附則第2項から第6項までの規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条から第4条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条の規定による改正後の」を削り、「新給与条例」を「給与条例」に改める。

附則第3項から第6項までの規定中「新給与条例」を「給与条例」に改める。

## 新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例&lt;第1条関係&gt;

新	旧
<p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項 <u>(同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する定年前提任用短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前提任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>第9条の3～第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前提任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.09</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>第9条の3～第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

新	旧
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>を」とあるのは「<u>100分の57.5</u>を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>





新	旧
<p>同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償)</p> <p>第18条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。)については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第18条の3～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>	<p>同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償)</p> <p>第18条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。)については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当_____を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第18条の3～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>







## 新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）＜附則第4項関係＞

新	旧
<p>第1条・第2条（略） 附則 1（略） （旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>給与条例</u> 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>給与条例</u> 第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>給与条例</u> 第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>給与条例</u> 第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>給与条例</u> 第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭</p>	<p>第1条・第2条（略） 附則 1（略） （旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の</u> 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>新給与条例</u> 第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u> 第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される <u>新給与条例</u> 第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u> 第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭</p>

新	旧
<p>和32年神奈川県条例第54号) 第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号) 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>和32年神奈川県条例第54号) 第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号) 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p> <p>7～9 (略)</p>

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「感染症等接触手当」を「防疫等作業手当」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「日額 980 円」を「月額の場合にあつては 2 万 5,000 円、日額の場合にあつては 490 円」に改める。

第 6 条の 2 第 2 項中「月額」の次に「の場合にあつては」を、「7 万 500 円」の次に「、日額の場合にあつては 1,800 円」を加える。

第 10 条の見出しを「（防疫等作業手当）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 10 条 防疫等作業手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務
- (2) 保健福祉事務所等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが多数の結核患者に接して行う業務
- (3) 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止するために行う業務

2 防疫等作業手当の額は、日額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる業務 350 円（同号に掲げる業務（家畜に関する業務を除く。）のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、350 円にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額）
- (2) 前項第 2 号に掲げる業務 290 円
- (3) 前項第 3 号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 790 円（人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、530 円）
- (4) 前項第 3 号に掲げる業務のうち心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるもの 1,190 円（人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、800 円）

第 10 条の 2 第 2 項中「月額」の次に「の場合にあつては」を、「4 万 8,400 円」の次に「、日額の場合にあつては 1,980 円」を加える。

第 12 条第 1 項ただし書を削り、同項第 5 号中「動物愛護センター」を「保健福祉事務所及び動物愛護センター」に改め、「、野犬等の捕獲のための自動車の運転」を削り、「保護に関する業務で人事委員会規則で定めるもの」を「取扱の補助の業務」に改め、同項第 6 号を削り、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 8 号まで」を「第 7 号まで」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 9 号及び第 10 号」を「第

1 項第 8 号及び第 9 号」に改め、同条第 4 項を削る。

第 15 条第 1 項中「、保健福祉事務所」及び「（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者を除く。）」を削り、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「（医療職給料表(1)の適用を受けている者及び第 12 条第 1 項第 6 号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当の支給を受けている者を除く。）」を削る。

第 17 条第 1 項中「（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。）」を削る。

第 18 条第 2 項中「370 円」を「550 円」に改める。

第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号を削り、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 6 号まで」を「第 5 号まで」に、「450 円」を「550 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 5 号中「（第 45 条の手当の支給の対象となる業務を除く。）」を削り、同項第 7 号を削り、同条第 2 項中「とし、同項第 7 号に掲げる作業にあつては作業 1 時間につき 200 円」を削る。

第 35 条第 1 項中「第 37 条第 1 項第 1 号」を「第 37 条第 1 項」に改める。

第 37 条を次のように改める。

（夜間緊急業務手当）

第 37 条 夜間緊急業務手当は、職員が、突発的に発生した業務で人事委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で、深夜において行う当該業務に従事したときに支給する。

2 夜間緊急業務手当の額は、その勤務 1 回につき 1,240 円を超えない範囲内で、その業務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める。

第 38 条第 2 項中「900 円」を「1,050 円」に改める。

第 45 条第 1 項中「又は砂防法」を「、砂防法」に改め、「土地」の次に「、林道、治山施設、かんがい用排水施設又は農業用道路」を加える。

第 47 条第 1 項中「第 2 号に掲げる業務にあつては第 18 号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、」及び「（航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）」を削り、同項第 3 号中「で人事委員会規則で定めるもの」を削り、同項第 4 号中「（第 35 条の手当の支給の対象となる業務を除く。）」を削り、同条第 2 項中「630 円」を「1,000 円」に、「2,380 円」を「3,200 円」に、「2,700 円」を「3,200 円」に、「1,100 円」を「1,650 円」に改める。

第 48 条第 1 項ただし書を削る。

第 48 条の 3 を第 48 条の 4 とし、第 48 条の 2 を第 48 条の 3 とし、第 48 条の次に次の 1 条を加える。

（併給禁止等）

第 48 条の 2 医療職給料表(1)若しくは医療職給料表(3)の適用を受けている職員又は海事職給料表(1)若しくは海事職給料表(2)の適用を受けている職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。

2 月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。

3 職員が、同一の日に従事した業務について、2 以上の日額の特殊勤務手当の支給を受けようとする場合（人事委員会で定める場合を除く。）、そのいずれか支給額が最も高い特殊勤務手当のみを支給する。

4 職員が、同一の日に同一の日額の特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合（人事委員会で定める場合を除く。）、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該手当を支給する。

5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

夜間緊急業務手当	危険現場手当
災害応急作業等手当 (第 45 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に支給される手当を除く。)	夜間緊急業務手当

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(防疫等作業手当の特例)」を付し、同項を次のように改める。

3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 22 条第 1 項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。))をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 10 条の規定は適用しない。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

4 前項の手当の額は、日額 1,500 円(緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、4,000 円)を超えない範囲内で、それぞれの業務に応じ、人事委員会が定める額とする。

附則第 5 項及び第 6 項を削る。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

日付：令和5年8月9日

## 新旧対照表

## ○職員の特殊勤務手当に関する条例

新	旧
<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>防疫等作業手当</u> (5)～(19) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (保健福祉業務等従事手当)</p> <p>第6条 保健福祉業務等従事手当は、社会福祉に関する機関、保健福祉事務所等に勤務する職員が困難な業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 保健福祉業務等従事手当の額は、<u>月額の場合にあつては2万5,000円、日額の場合にあつては490円</u>を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。 (社会福祉施設等業務手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 社会福祉施設等業務手当の額は、月額<u>の場合にあつては7万500円、日額の場合にあつては1,800円</u>を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>第7条～第9条 (略) (<u>防疫等作業手当</u>)</p> <p>第10条 <u>防疫等作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務</u></p>	<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>感染症等接触手当</u> (5)～(19) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (保健福祉業務等従事手当)</p> <p>第6条 保健福祉業務等従事手当は、社会福祉に関する機関、保健福祉事務所等に勤務する職員が困難な業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。<u>ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受けている者及び第15条の手当の支給を受けている者については、この限りでない。</u></p> <p>2 保健福祉業務等従事手当の額は、<u>日額980円</u>を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。 (社会福祉施設等業務手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 社会福祉施設等業務手当の額は、月額7万500円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>第7条～第9条 (略) (<u>感染症等接触手当</u>)</p> <p>第10条 <u>感染症等接触手当は、職員が第1号に掲げる業務に従事したとき又は保健福祉事務所等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが第2号に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者には、第1号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p> <p>(1) <u>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務</u></p>

新	旧
<p><u>又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務</u></p> <p>(2) <u>保健福祉事務所等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが多数の結核患者に接して行う業務</u></p> <p>(3) <u>家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止するために行う業務</u></p> <p>2 <u>防疫等作業手当の額は、日額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる業務 350円(同号に掲げる業務(家畜に関する業務を除く。)のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額)</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる業務 290円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。) 790円(人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、530円)</u></p> <p>(4) <u>前項第3号に掲げる業務のうち心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるもの 1,190円(人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、800円)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(病理細菌検査手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 <u>病理細菌検査手当の額は、月額の場合にあつては4万8,400円、日額の場合にあつては1,980円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第12条 家畜等取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p><u>又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務</u></p> <p>(2) <u>多数の結核患者に接して行う業務</u></p> <p>(新規)</p> <p>2 <u>感染症等接触手当の額は、日額とし、前項第1号に掲げる業務にあつては350円(同号に掲げる業務(家畜に関する業務を除く。)のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額)、同項第2号に掲げる業務にあつては290円とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>3 (略)</p> <p>(病理細菌検査手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 病理細菌検査手当の額は、月額4万8,400円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第12条 家畜等取扱手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。<u>ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者には、第1号、第4号及び第5号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>



新	旧
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>保健福祉事務所及び動物愛護センター</u>における動物の愛護の指導、動物の飼養の指導取締り又は動物の<u>取扱いの補助の業務</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(6)～(9)</u> (略)</p> <p>2 家畜等取扱手当の額は、前項第1号から<u>第7号まで</u>に掲げる業務にあつては日額1,770円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 家畜等取扱手当の額は、<u>第1項第8号及び第9号</u>に掲げる業務にあつては月額3万5,300円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>動物愛護センター</u>における動物の愛護の指導、動物の飼養の指導取締り、<u>野犬等の捕獲のための自動車の運転</u>又は動物の<u>保護に関する業務で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p><u>(6) 家畜保健衛生所における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の業務</u></p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> <p>2 家畜等取扱手当の額は、前項第1号から<u>第8号まで</u>に掲げる業務にあつては日額1,770円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 家畜等取扱手当の額は、<u>第1項第9号及び第10号</u>に掲げる業務にあつては月額3万5,300円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p><u>4 第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当は、同項第6号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当を受ける者には支給しない。</u></p>
<p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(有害毒薬物等取扱手当)</p> <p>第15条 有害毒薬物等取扱手当は、試験研究機関等に勤務し、人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品若しくは人体に有害な微生物若しくは衛生動物を取り扱う業務に常時従事する職員で人事委員会規則で定めるもの（以下<u>この項及び次項において</u>「有害毒薬物等取扱業務常時従事職員」という。）又は人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員（有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(有害毒薬物等取扱手当)</p> <p>第15条 有害毒薬物等取扱手当は、<u>保健福祉事務所</u>、試験研究機関等に勤務し、人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品若しくは人体に有害な微生物若しくは衛生動物を取り扱う業務に常時従事する職員（<u>月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者を除く。</u>）で人事委員会規則で定めるもの（以下「有害毒薬物等取扱業務常時従事職員」という。）又は人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員（有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。）で人事委員会規則で定めるもの（<u>医療職給料表(1)の適用を受けている者及び第12条第1項第6号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当の支給を受けている者を除く。</u>）が当該業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(火薬類取締等業務手当)</p> <p>第17条 火薬類取締等業務手当は、職員が、危険物、火薬類、毒物及び劇物並びに高圧ガス<u>の取締り</u>、公害防止の立入検査、高圧ガスの製造その他特に危</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(火薬類取締等業務手当)</p> <p>第17条 火薬類取締等業務手当は、職員（<u>月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。</u>）が、危険物、火薬</p>

新	旧
<p>険又は健康を害するおそれがある業務で人事委員会規則の定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 (略) (麻薬取締業務手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 麻薬取締業務手当の額は、日額<u>550円</u>とする。</p> <p>第19条 (略) (水中等作業手当)</p> <p>第20条 水中等作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) (略) (削除)</p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>2 水中等作業手当の額は、前項第1号に掲げる作業にあつては作業1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、第2号から<u>第5号まで</u>に掲げる作業にあつては日額250円から<u>550円</u>までの範囲内で、作業の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>第20条の2～第22条 (略) (危険現場手当)</p> <p>第23条 危険現場手当は、職員が次に掲げる業務又は作業(次項において「業務等」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 道路上において交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕、測量その他の業務で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(6) (略) (削除)</p> <p>2 危険現場手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき210円から1,000円までの範囲内で、同項第2号から第6号</p>	<p>類、毒物及び劇物並びに高圧ガスの<u>取締</u>、公害防止の立入検査、高圧ガスの製造その他特に危険又は健康を害するおそれがある業務で人事委員会規則の定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 (略) (麻薬取締業務手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 麻薬取締業務手当の額は、日額<u>370円</u>とする。</p> <p>第19条 (略) (水中等作業手当)</p> <p>第20条 水中等作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 <u>ただし、海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている者には、第6号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の指揮、監督又は調査のための作業で水面下4メートル以上の深所で行うもの</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p>2 水中等作業手当の額は、前項第1号に掲げる作業にあつては作業1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、第2号から<u>第6号まで</u>に掲げる作業にあつては日額250円から<u>450円</u>までの範囲内で、作業の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>第20条の2～第22条 (略) (危険現場手当)</p> <p>第23条 危険現場手当は、職員が次に掲げる業務又は作業(次項において「業務等」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 道路上において交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕、測量その他の業務(<u>第45条の手当の支給の対象となる業務を除く。</u>)で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 室温が零下20度以下の冷凍室等において行う作業で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 危険現場手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき210円から1,000円までの範囲内で、同項第2号から第6号</p>

新	旧
<p>までに掲げる業務等にあつては日額270円から450円までの範囲内で、業務等の種類に応じ、人事委員会規則で定める額とする。</p>	<p>までに掲げる業務等にあつては日額270円から450円までの範囲内で、業務等の種類に応じ、人事委員会規則で定める額とし、<u>同項第7号に掲げる作業にあつては作業1時間につき200円</u>とする。</p>
<p>第24条～第34条 (略) (夜間特殊業務手当)</p>	<p>第24条～第34条 (略) (夜間特殊業務手当)</p>
<p>第35条 夜間特殊業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。<u>第37条第1項</u>において同じ。)において行う人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第35条 夜間特殊業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。<u>第37条第1項第1号</u>において同じ。)において行う人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第36条 (略) (<u>夜間緊急業務手当</u>)</p>	<p>第36条 (略) (<u>夜間緊急業務手当</u>)</p>
<p><u>第37条 夜間緊急業務手当は、職員が、突発的に発生した業務で人事委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で、深夜において行う当該業務に従事したときに支給する。</u></p>	<p><u>第37条 夜間緊急業務手当は、職員が第1号に掲げる業務に従事したとき又は人事委員会規則で定める機関に勤務する医療職給料表(1)、医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の適用を受けている職員が第2号に掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(1) 突発的に発生した業務で人事委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で、深夜において行う当該業務(次号に掲げる業務を除く。)</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(2) 救急医療等の業務に対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で行う当該業務</u></p>
<p><u>2 夜間緊急業務手当の額は、その勤務1回につき1,240円を超えない範囲内で、その業務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める。</u></p>	<p><u>2 夜間緊急業務手当の額は、その勤務1回につき1,240円を超えない範囲内で、その業務の種類又は勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>3 第45条第1項の規定による手当(同項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。以下この項において同じ。)が支給される日には、夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が、同項の規定による手当の額を超えるときは、同項の規定による手当は支給せず、夜間緊急業務手当を支給する。</u></p>
<p>(用地交渉等手当)</p>	<p>(用地交渉等手当)</p>
<p>第38条 (略)</p>	<p>第38条 (略)</p>
<p>2 用地交渉等手当の額は、日額<u>1,050円</u>を超えない範囲内で、その勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める額とする。</p>	<p>2 用地交渉等手当の額は、日額<u>900円</u>を超えない範囲内で、その勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める額とする。</p>

新	旧
<p>第39条～第44条 (略) (災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 土木事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、河川の堤防等、道路若しくはその周辺、港湾施設等、鉄道施設等、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、<u>砂防法</u>(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、<u>林道、治山施設、かんがい用排水施設又は農業用道路</u>において、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う巡回監視、応急作業その他の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第46条 (略) (警察業務手当)</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員(第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表(1)の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。)が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務(次号に掲げる業務を除く。)</p> <p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条の規定に違反する行為等の取締りの業務で人事委員会規則で定める特に危険なもの</p> <p>(4)の2～(18) (略)</p> <p>2 警察業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額4,600円とし、同項第1号の2に掲げる業務にあつては日額250円から4,600円までの範</p>	<p>第39条～第44条 (略) (災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 土木事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、河川の堤防等、道路若しくはその周辺、港湾施設等、鉄道施設等、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 <u>又は砂防法</u>(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地において、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う巡回監視、応急作業その他の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第46条 (略) (警察業務手当)</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員(<u>第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、</u>第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員 <u>(航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。)</u>)で人事委員会規則で定めるものに限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表(1)の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。)が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務(次号に掲げる業務を除く。) <u>で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条の規定に違反する行為等の取締りの業務で人事委員会規則で定める特に危険なもの <u>(第35条の手当の支給の対象となる業務を除く。)</u></p> <p>(4)の2～(18) (略)</p> <p>2 警察業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額4,600円とし、同項第1号の2に掲げる業務にあつては日額250円から4,600円までの範</p>

新	旧
<p>囲内で、同項第2号に掲げる業務にあつては日額820円から1,640円までの範囲内で、同項第3号に掲げる業務にあつては日額<u>1,000円</u>から<u>3,200円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第3号の2に掲げる業務にあつては1体につき<u>3,200円</u>とし、同項第4号から第5号までに掲げる業務にあつては日額270円から1,260円までの範囲内で、同項第5号の2に掲げる業務にあつては日額4,000円から8,000円までの範囲内で、同項第6号から第17号までに掲げる業務にあつては日額240円から<u>1,650円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>	<p>囲内で、同項第2号に掲げる業務にあつては日額820円から1,640円までの範囲内で、同項第3号に掲げる業務にあつては日額<u>630円</u>から<u>2,380円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第3号の2に掲げる業務にあつては1体につき<u>2,700円</u>とし、同項第4号から第5号までに掲げる業務にあつては日額270円から1,260円までの範囲内で、同項第5号の2に掲げる業務にあつては日額4,000円から8,000円までの範囲内で、同項第6号から第17号までに掲げる業務にあつては日額240円から<u>1,100円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(航空手当)</p>	<p>(航空手当)</p>
<p>第48条 航空手当は、航空機に関し、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第48条 航空手当は、航空機に関し、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。<u>ただし、航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者には、第2号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p><u>(併給禁止等)</u></p>	
<p><u>第48条の2 医療職給料表(1)若しくは医療職給料表(3)の適用を受けている職員又は海事職給料表(1)若しくは海事職給料表(2)の適用を受けている職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>2 月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>3 職員が、同一の日に従事した業務について、2以上の特殊勤務手当(日額のものに限る。以下この項及び次項において「日額特殊勤務手当」という。)の支給を受けようとする場合(人事委員会が定める場合を除く。)、そのいずれか支給額が最も高い日額特殊勤務手当のみを支給する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>4 職員が、同一の日に同一の日額特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合(人事委員会が定める場合を除く。)、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該日額特殊勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧				
<p>表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" data-bbox="161 252 775 481"> <tr> <td>夜間緊急業務手当</td> <td>危険現場手当</td> </tr> <tr> <td>災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)</td> <td>夜間緊急業務手当</td> </tr> </table> <p>第48条の3・第48条の4 (略)</p> <p>第49条・第50条 (略)</p> <p>附 則 1・2 (略)</p> <p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>4 前項の手当の額は、日額1,500円(緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内で、それぞれの業務に応じ、人事委員会が定める額とする。</p>	夜間緊急業務手当	危険現場手当	災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)	夜間緊急業務手当	<p>第48条の2・第48条の3 (略)</p> <p>第49条・第50条 (略)</p> <p>附 則 1・2 (略)</p> <p>(保健福祉業務等従事手当の特例)</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、」とあるのは「、」と、「者及び第15条の手当の支給を受けている者」とあるのは「者(歯科医師を除く。)」と、同条第2項中「980円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める」とあるのは「3,000円とする」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p> <p>(感染症等接触手当の特例)</p> <p>4 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等(新型コロナウイルス感染症の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。)が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p>
夜間緊急業務手当	危険現場手当				
災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)	夜間緊急業務手当				

新	旧
(削除)	<p><u>5 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。</u></p> <p><u>(警察業務手当の特例)</u></p>
(削除)	<p><u>6 職員が東日本大震災に対処するため業務に従事した場合における第47条の規定の適用については、同条第1項第3号中「検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務」とあるのは「死体を取り扱う業務」と、同条第2項中「2,380円」とあるのは「4,760円」とする。</u></p>

**職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例**

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、前条第 3 項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定による週休日に加えて週休日を設けることができる。

第 5 条第 3 項中「職務に特殊性がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職務又は公署に特殊性がある場合
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (17) 子育て部分休暇

第 15 条中「任命権者は」の次に「、職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき」を加え、「婚姻の場合は」を「結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき」に改め、「願出に基き」を削る。

第 15 条の 5 第 1 項中「妻（）」を「配偶者（）」に、「以下この項において」を「第 16 条第 6 号を除き、以下」に改め、「同じ。）」の次に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、「又は」を「若しくは」に、「妻の」を「配偶者の」に、「を養育する」を「の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする」に、「が、これらの子の養育」を「又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話」に改める。

第 15 条の 6 第 1 項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。



第 16 条第 6 号を除き、以下同じ。) 」を削る。

第 16 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 16 条の 4 任命権者は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第 18 条の 2 において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満 9 歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第 16 条の 2 第 3 項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第 17 条の 3 第 1 項及び第 18 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 18 条の 2 中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書を削り、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

5 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第 2 条に次の 1 項を加える。

8 教育委員会は、第 5 項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定による週休日に加えて週休日を設けることができる。

第 3 条第 2 項中「職務に特殊性がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の 3 号を加え

る。

- (1) 職務又は公署に特殊性がある場合
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合

第4条中「第2条第5項」を「第2条第7項」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (17) 子育て部分休暇

第12条中「教育委員会は」の次に「、職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき」を加え、「婚姻の場合は」を「結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき」に改め、「願出に基づき」を削る。

第12条の5第1項中「妻（」を「配偶者（」に、「以下この項において」を「第13条第6号を除き、以下」に改め、「同じ。）」の次に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、「又は」を「若しくは」に、「妻の」を「配偶者の」に、「を養育する」を「の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする」に、「が、これらの子の養育」を「又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話」に改める。

第12条の6第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）」を削る。

第13条の3の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第13条の4 教育委員会は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第13条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第14条の3第1項及び第15条中「第2条第3項」を「第2条第3項から第5項まで」に改める。

第16条中「同項ただし書、同条第5項」を「同条第4項、第5項、第7項及び第8項」に改め、「第13条の3第1項」の次に「、第13条の4第1項」を加える。

第 16 条の 2 中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条又は第 15 条の 5 第 1 項の規定により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇については、それぞれ第 1 条の規定による改正後の同条例第 15 条又は第 15 条の 5 第 1 項の規定により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇とみなす。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に第 2 条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 12 条又は第 12 条の 5 第 1 項の規定により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇については、それぞれ第 2 条の規定による改正後の同条例第 12 条又は第 12 条の 5 第 1 項の規定により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇とみなす。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年神奈川県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 3 条第 1 項ただし書」を「第 3 条第 2 項」に改める。

附則第 3 項中「第 2 条第 3 項ただし書」を「第 2 条第 4 項」に改める。

日付：令和5年10月2日

## 新旧対照表

## ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例&lt;第1条関係&gt;

新	旧
<p>第1条・第2条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第3条 前条の規定による勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>4 正規の勤務時間とは、<u>前3項</u>の規定によつて割り振られた勤務時間をいう。 （週休日）</p> <p>第4条（略） 2（略）</p> <p><u>3 任命権者は、前条第3項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定による週休日に加えて週休日を設けることができる。</u> （休憩時間）</p> <p>第5条（略） 2（略） 3 第1項の休憩時間は、<u>次に掲げる</u>場合において、任命権者が別定めるところにより、一斉に与えないことができる。 <u>（1）職務又は公署に特殊性がある場合</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第3条 前条の規定による勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。<u>ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 正規の勤務時間とは、<u>前項</u>の規定によつて割り振られた勤務時間をいう。 （週休日）</p> <p>第4条（略） 2（略） （新設）</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第5条（略） 2（略） 3 第1項の休憩時間は、<u>職務に特殊性がある</u>場合において、任命権者が別定めるところにより、一斉に与えないことができる。 （新設）</p>

新	旧
<p><u>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合</u></p> <p><u>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合</u></p> <p>第6条・第7条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 子育て部分休暇</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略) (慶弔休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、<u>職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき、職員の結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を与えることができる。</u></p> <p>第15条の2～第15条の4 (略) (育児参加休暇)</p> <p>第15条の5 任命権者は、職員の<u>配偶者</u> (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第16条第6号を除き、以下同じ。)</u> <u>又は子若しくは子の配偶者</u>が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子<u>若しくは</u>小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。) <u>の養育</u> (以下この項において「子の養育」という。) <u>をする</u>当該職員 <u>又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話</u> (以下この項において「孫の世話」という。) <u>をする</u>当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 (略) (短期介護休暇)</p> <p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条・第7条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第14条 (略) (慶弔休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員の<u>婚姻の場合は</u>5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を<u>願出に基き</u>与えることができる。</p> <p>第15条の2～第15条の4 (略) (育児参加休暇)</p> <p>第15条の5 任命権者は、職員の<u>妻</u> (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下この項において同じ。)</u> が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子 <u>又は</u> 小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) <u>を養育する</u> 当該職員が、<u>これらの子の養育</u> のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p> <p>2 (略) (短期介護休暇)</p> <p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第16条第6号を除き、以下同じ。)</u>、父母、</p>

新	旧
<p>める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略） 第15条の7～第16条の3 （略） <u>（子育て部分休暇）</u> <u>第16条の4 任命権者は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第18条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</u> <u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3 第16条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u> 第17条・第17条の2 （略） （時間外勤務代休時間） 第17条の3 任命権者は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある<u>第3条第1項から第3項まで</u>及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略） （週休日等の振替）</p>	<p>子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略） 第15条の7～第16条の3 （略）  <u>（新設）</u>  第17条・第17条の2 （略） （時間外勤務代休時間） 第17条の3 任命権者は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある<u>第3条第1項</u>及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略） （週休日等の振替）</p>

新	旧
<p>第18条 任命権者は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第3条第1項から第3項まで</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（休日（休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日）を除く。以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>（育児短時間勤務職員等の勤務時間等）</p> <p>第18条の2 <u>育児短時間勤務職員等</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第19条・第20条 （略）</p>	<p>第18条 任命権者は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第3条第1項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（休日（休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日）を除く。以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>（育児短時間勤務職員等の勤務時間等）</p> <p>第18条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第19条・第20条 （略）</p>

## 新旧対照表

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例&lt;第2条関係&gt;

新	旧
第1条 (略)	第1条 (略)
(正規の勤務時間等)	(正規の勤務時間等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の勤務時間は、神奈川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその割振りを行うものとする。	3 職員の勤務時間は、神奈川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその割振りを行うものとする。 <u>ただし、教育委員会は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u>
<u>4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u>	(新設)
<u>5 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u>	(新設)
6 正規の勤務時間とは、 <u>前3項</u> の規定により割り振られた勤務時間をいう。	4 正規の勤務時間とは、 <u>前項</u> の規定により割り振られた勤務時間をいう。
7 (略)	5 (略)
8 <u>教育委員会は、第5項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定による週休日に加えて週休日</u> を設けることができる。	(新設)
(休憩時間)	(休憩時間)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の休憩時間は、 <u>次に掲げる</u> 場合において、教育委員会が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。	2 前項の休憩時間は、 <u>職務に特殊性がある</u> 場合において、教育委員会が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。
(1) <u>職務又は公署に特殊性がある場合</u>	(新設)
(2) <u>職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合</u>	(新設)



新	旧
<p><u>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合</u> (休日)</p> <p>第4条 次に掲げる日を休日とする。ただし、第1号に掲げる日が土曜日 (<u>第2条第7項本文</u>の規定により週休日とされた土曜日をいう。以下同じ。) に当たる場合及び第2号に掲げる日が週休日に当たる場合を除く。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 (略) (休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 子育て部分休暇</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略) (慶弔休暇)</p> <p>第12条 教育委員会は、<u>職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき、職員の結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき</u>5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を与えることができる。</p> <p>第12条の2～第12条の4 (略) (育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、職員の<u>配偶者</u> (<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。)</u> <u>又は子若しくは子の配偶者</u>が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子<u>若しくは</u>小学校就学の始期に達するまでの子 (<u>配偶者の子を含む。)</u> <u>の養育</u> (以下この項において「子の養育」という。) <u>をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話</u> (以下この項において「孫の世話」という。) <u>をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 (略) (短期介護休暇)</p>	<p>(新設)</p> <p>(休日)</p> <p>第4条 次に掲げる日を休日とする。ただし、第1号に掲げる日が土曜日 (<u>第2条第5項本文</u>の規定により週休日とされた土曜日をいう。以下同じ。) に当たる場合及び第2号に掲げる日が週休日に当たる場合を除く。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 (略) (休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略) (慶弔休暇)</p> <p>第12条 教育委員会は、職員の<u>婚姻の場合は</u>5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を<u>願出に基づき</u>与えることができる。</p> <p>第12条の2～第12条の4 (略) (育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、職員の<u>妻</u> (<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u> <u>が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は</u>小学校就学の始期に達するまでの子 (<u>妻の子を含む。)</u> <u>を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 (略) (短期介護休暇)</p>

新	旧
<p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p>	<p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p>
<p>2・3 （略） 第12条の7～第13条の3 （略）</p>	<p>2・3 （略） 第12条の7～第13条の3 （略）</p>
<p><u>（子育て部分休暇）</u> <u>第13条の4 教育委員会は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>	
<p><u>3 第13条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u></p>	
<p>第14条・第14条の2 （略） （時間外勤務代休時間）</p>	<p>第14条・第14条の2 （略） （時間外勤務代休時間）</p>
<p>第14条の3 教育委員会は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある <u>第2条第3項から第5項まで</u> 及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>	<p>第14条の3 教育委員会は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある <u>第2条第3項</u> 及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

新	旧
<p>(週休日等の振替)</p> <p>第15条 教育委員会は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第2条第3項から第5項まで</u>の規定により勤務時間が割り振られた日(休日(休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日)を除く。以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあり、並びに<u>同条第4項、第5項、第7項及び第8項</u>、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、<u>第13条の4第1項</u>、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第16条の2 <u>育児短時間勤務職員等</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p>	<p>(週休日等の振替)</p> <p>第15条 教育委員会は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第2条第3項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日(休日(休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日)を除く。以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあり、並びに<u>同項ただし書、同条第5項</u>、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第16条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p>

日付：令和5年10月2日

## 新旧対照表

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第75号）＜附則第4項関係＞

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息时间については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息时间については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息时间については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項ただし書に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息时间については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>

### 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第9項中「第22条の4第3項」の次に「（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第9条の2第2項中「100分の12.09」を「100分の12.19」に改める。

第19条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100を」を「100分の105」に、「100分の57.5を」を「100分の60」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	264,300	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	266,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	268,900	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	271,000	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	273,300	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	275,600	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	277,800	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	279,900	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	282,000	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	284,200	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	286,300	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	288,200	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	290,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	292,000	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	293,800	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	295,500	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	296,800	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	298,800	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	300,700	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	302,700	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	304,700	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	306,800	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	309,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	311,200	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	313,300	351,800	440,600
	26	223,000	240,100	315,600	353,600	441,800
	27	224,200	242,000	317,800	355,300	442,800
	28	225,500	243,900	319,900	357,000	443,900
	29	226,800	245,600	322,000	358,600	445,100
	30	228,300	248,000	323,500	360,200	445,900
	31	229,900	250,400	325,000	361,800	446,700
	32	231,300	252,800	326,500	363,300	447,600
	33	232,700	255,200	328,200	364,600	448,500
	34	234,400	257,600	330,200	366,100	449,000
	35	236,200	259,900	332,200	367,600	449,500
	36	237,700	262,100	334,100	369,300	450,000
	37	239,100	264,300	335,900	371,000	450,500
	38	240,600	266,500	337,900	372,500	451,000
	39	242,100	268,900	339,900	373,800	451,500
	40	243,600	271,000	341,800	375,200	452,000
	41	245,000	273,300	343,500	376,300	452,500
	42	246,300	275,600	345,500	377,700	453,000
	43	247,500	277,800	347,500	379,100	453,500
	44	248,600	279,900	349,500	380,600	454,000
	45	249,700	282,000	351,300	382,000	454,500
	46	250,900	284,200	353,200	383,600	455,000
	47	252,100	286,300	355,100	385,100	455,500
	48	253,100	288,200	357,000	386,600	456,000

	49	254,200	290,300	358,600	387,900	456,500
	50	255,500	292,000	360,500	389,400	457,000
	51	256,700	293,800	362,300	390,800	457,500
	52	258,000	295,500	364,200	392,100	458,000
	53	259,100	296,800	366,000	393,300	458,500
	54	260,300	298,800	367,700	394,600	459,000
	55	261,600	300,700	369,300	395,700	459,500
	56	262,600	302,700	370,900	396,800	460,000
	57	263,700	304,700	372,300	398,000	460,500
	58	264,400	306,800	373,800	399,200	
	59	265,400	309,000	375,200	400,400	
	60	266,400	311,200	376,500	401,600	
	61	267,300	313,300	377,600	402,700	
	62	268,100	315,600	379,000	403,700	
	63	268,900	317,800	380,400	405,000	
	64	269,700	319,900	381,700	406,200	
	65	270,800	322,000	382,900	407,400	
	66	272,100	323,500	384,200	408,500	
	67	273,400	325,000	385,300	409,600	
	68	274,700	326,500	386,500	410,700	
	69	275,900	328,200	387,700	411,700	
	70	277,100	330,200	388,800	412,900	
	71	278,300	332,200	390,000	414,100	
	72	279,500	334,100	391,200	415,300	
	73	280,500	335,900	392,600	415,900	
	74	281,500	337,900	393,600	416,700	
	75	282,500	339,800	394,600	417,400	
	76	283,400	341,700	395,600	417,900	
	77	284,300	343,400	396,500	418,200	
	78	285,200	345,200	397,500	418,600	
	79	286,100	346,900	398,600	419,000	
	80	287,000	348,600	399,700	419,400	
	81	287,800	350,400	400,400	419,700	
	82	288,900	352,100	401,300	420,100	
	83	289,900	353,500	402,200	420,500	
	84	290,900	355,100	403,100	420,800	
	85	291,900	356,300	403,900	421,100	
	86	292,900	357,900	404,800	421,500	
	87	293,900	359,400	405,600	421,900	
	88	294,900	360,900	406,400	422,200	
	89	296,000	362,200	407,000	422,500	
	90	297,100	363,500	407,700	422,800	
	91	298,200	364,800	408,400	423,100	
	92	299,200	366,200	409,100	423,300	
	93	299,700	367,600	409,700	423,500	
	94	300,700	368,900	410,200	423,800	
	95	301,800	370,100	410,600	424,100	
	96	303,000	371,200	411,000	424,300	
	97	304,000	372,200	411,300	424,500	
	98	305,100	373,200	411,600	424,800	
	99	306,100	374,200	411,900	425,100	
	100	307,100	375,100	412,100	425,300	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

101	307,900	375,900	412,300	425,500
102	309,000	376,900	412,600	425,800
103	310,000	377,800	412,900	426,100
104	311,000	378,700	413,100	426,300
105	311,600	379,500	413,300	426,500
106	312,500	380,400	413,600	426,800
107	313,300	381,300	413,900	427,100
108	314,100	382,200	414,100	427,300
109	314,800	383,000	414,300	427,500
110	315,200	384,000	414,600	427,800
111	315,600	384,900	414,900	428,100
112	316,100	385,800	415,100	428,300
113	316,600	386,400	415,300	428,500
114	317,000	387,300	415,600	428,800
115	317,500	388,200	415,900	429,100
116	317,900	389,100	416,100	429,300
117	318,400	389,900	416,300	429,500
118	318,900	390,600	416,600	429,800
119	319,300	391,400	416,900	430,100
120	319,800	392,200	417,100	430,300
121	320,300	392,800	417,300	430,500
122	320,700	393,600	417,600	
123	321,200	394,300	417,900	
124	321,700	395,000	418,100	
125	322,300	395,600	418,300	
126	322,600	396,300	418,600	
127	322,900	396,800	418,900	
128	323,200	397,400	419,100	
129	323,400	398,100	419,300	
130	323,700	398,700	419,600	
131	324,000	399,200	419,900	
132	324,300	399,700	420,100	
133	324,500	400,000	420,300	
134	324,700	400,300	420,600	
135	324,900	400,600	420,900	
136	325,200	400,900	421,100	
137	325,500	401,200	421,300	
138	325,700	401,500		
139	326,000	401,800		
140	326,300	402,100		
141	326,500	402,400		
142	326,700	402,700		
143	327,000	403,000		
144	327,200	403,300		
145	327,500	403,500		
146	327,700	403,800		
147	328,000	404,100		
148	328,300	404,300		
149	328,500	404,500		
150	328,700	404,800		
151	329,000	405,100		
152	329,300	405,300		



153	329,500	405,500		
154	329,700	405,800		
155	330,000	406,100		
156	330,300	406,300		
157	330,500	406,500		
158	330,700	406,800		
159	331,000	407,100		
160	331,300	407,300		
161	331,500	407,500		
162	331,700	407,800		
163	332,000	408,100		
164	332,300	408,300		
165	332,500	408,500		
166		408,800		
167		409,100		
168		409,300		
169		409,500		
170		409,800		
171		410,100		
172		410,300		
173		410,500		
174		410,800		
175		411,100		
176		411,300		
177		411,500		
178		411,800		
179		412,100		
180		412,300		
181		412,500		
182		412,800		
183		413,100		
184		413,300		
185		413,500		
定年前再任用短時間勤務職員	基給	準給	基給	準給
	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円
	235,000	275,300	297,600	325,500
				406,600

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に7,500円（4級の額に7,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合にあつては、3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。
- (1) この表の3級から移つて同表の4級の適用を受けている者 当該4級に移つた日の前日に受けていた3級の号給に対応するこの表の額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額を加算した額（当該4級に移つた日以後以降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）
- (2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人

## 事委員会規則で定める額

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。
- (1) この表の4級から移つて同表の5級の適用を受けている者 当該5級に移つた日の前日に受けていた4級の号給に対応するこの表の額に備考2の規定の例により算定した額を加算した額（当該5級に移つた日以後に降号された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）
  - (2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額

別表第2 (第3条関係)

## 学 校 栄 養 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	167,200	202,800	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	271,000	308,800
	14	187,800	222,000	272,000	310,700
	15	189,800	224,300	273,000	312,700
	16	191,600	226,600	274,100	314,500
	17	193,500	228,800	275,300	316,300
	18	194,700	230,600	276,800	318,200
	19	196,200	232,300	278,400	320,100
	20	197,600	234,000	280,000	321,900
	21	198,800	236,100	281,500	323,700
	22	200,300	237,400	283,100	325,600
	23	201,700	238,700	284,700	327,400
	24	203,000	239,900	286,300	329,300
	25	204,600	241,100	287,900	331,000
	26	205,600	242,300	289,400	332,900
	27	206,700	243,400	290,900	334,800
	28	207,800	244,500	292,500	336,600
	29	209,000	245,400	293,800	337,900
	30	210,100	246,500	295,300	339,700
	31	211,200	247,800	296,800	341,400
	32	212,300	248,900	298,300	343,200
	33	213,700	250,200	299,800	344,900
	34	215,000	251,400	301,400	346,700
	35	216,300	252,600	303,000	348,500
	36	217,500	253,800	304,600	350,300
	37	218,500	254,600	305,900	351,900
	38	219,500	255,800	307,500	353,600
	39	220,500	256,900	309,000	355,200
	40	221,500	258,000	310,500	356,800
	41	222,400	259,200	312,100	358,000
	42	223,200	260,000	313,700	359,100
	43	224,000	260,800	315,300	360,300
	44	224,900	261,600	316,800	361,500

45	225,800	262,500	317,700	362,500
46	226,700	263,500	319,100	363,300
47	227,600	264,500	320,600	364,300
48	228,500	265,500	322,200	365,400
49	229,200	266,700	323,600	366,400
50	230,100	268,200	324,900	367,400
51	231,000	269,700	326,100	368,400
52	231,800	271,000	327,300	369,300
53	232,100	272,200	328,300	370,100
54	232,900	273,800	329,300	370,900
55	233,500	275,300	330,300	371,800
56	234,200	276,800	331,200	372,600
57	234,800	278,100	331,700	373,100
58	235,400	279,500	332,600	373,900
59	235,900	280,800	333,400	374,700
60	236,400	282,100	334,300	375,500
61	237,000	283,200	335,000	375,900
62	237,500	284,600	335,300	376,600
63	238,000	286,000	335,800	377,300
64	238,600	287,300	336,400	377,900
65	239,100	288,600	337,000	378,300
66	239,600	290,200	337,700	378,900
67	240,200	291,700	338,400	379,600
68	240,700	293,100	339,000	380,200
69	241,200	294,300	339,700	380,600
70	241,700	295,800	340,200	381,100
71	242,100	297,100	340,800	381,600
72	242,600	298,600	341,400	382,100
73	243,100	299,900	341,700	382,700
74	243,600	301,300	342,300	383,200
75	244,100	302,700	342,800	383,800
76	244,600	304,000	343,300	384,400
77	244,900	305,000	343,800	384,900
78	245,200	306,200	344,300	385,400
79	245,500	307,400	344,800	385,900
80	245,700	308,800	345,200	386,400
81	245,900	310,100	345,500	386,700
82	246,200	311,300	345,800	387,200
83	246,500	312,500	346,200	387,600
84	246,700	313,700	346,500	388,000
85	246,900	315,000	347,000	388,400
86		315,800	347,300	388,900
87		316,500	347,600	389,300
88		317,200	347,900	389,700
89		317,800	348,300	390,100
90		318,500	348,600	390,600
91		319,200	349,000	391,000
92		319,800	349,300	391,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

93	320,400	349,700	391,800
94	320,600	350,000	392,300
95	321,100	350,300	392,700
96	321,600	350,600	393,100
97	322,200	350,900	393,500
98	322,700	351,300	394,000
99	323,200	351,700	394,400
100	323,600	352,100	394,800
101	324,200	352,600	395,200
102	324,700	353,000	395,700
103	325,100	353,400	396,100
104	325,600	353,800	396,500
105	326,100	354,300	396,900
106	326,500		
107	326,700		
108	327,000		
109	327,400		
110	327,800		
111	328,200		
112	328,600		
113	328,900		
114	329,100		
115	329,500		
116	329,800		
117	330,000		
118	330,300		
119	330,600		
120	330,900		
121	331,100		
122	331,400		
123	331,800		
124	332,000		
125	332,200		
126	332,400		
127	332,800		
128	333,000		
129	333,200		
130	333,600		
131	334,000		
132	334,400		
133	334,600		

		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額
		円				円				円				円			
定年前再任用短時間勤務職員		189,700				244,500				257,900				283,100			

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 学校行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100	



	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
	94		295,900	343,600	382,500	394,300	
	95		296,200	344,100	382,900	394,600	
	96		296,600	344,500	383,300	394,800	
	97		296,800	344,700	383,600	395,000	
	98		297,100	345,100	384,100	395,300	
	99		297,500	345,500	384,500	395,600	
	100		297,900	345,800	384,900	395,800	
	101		298,100	346,100	385,200	396,000	
	102		298,400	346,500	385,700		
	103		298,800	346,900	386,100		
	104		299,100	347,300	386,500		
	105		299,300	347,800	386,800		
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

別表第4（第3条関係）

## 海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400

	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	494,600
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	494,900
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	495,500
	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	496,000
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100		
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400		
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600		
70			371,300	423,300	450,900		
71			371,700	423,900	451,200		
72			372,000	424,500	451,400		
73			372,400	425,000	451,600		
74			372,600	425,600			
75			373,000	426,100			
76			373,300	426,700			

	77			373,600	427,200		
	78			374,100	427,800		
	79			374,600	428,500		
	80			375,000	429,100		
	81			375,400	429,400		
	82			375,800	430,000		
	83			376,300	430,600		
	84			376,800	431,200		
	85			377,200	431,600		
	86			377,700	432,100		
	87			378,100	432,800		
	88			378,500	433,500		
	89			379,000	433,700		
	90			379,500	434,200		
	91			380,000	434,900		
	92			380,500	435,600		
	93			380,800	435,800		
	94			381,200			
	95			381,700			
	96			382,100			
	97			382,600			
	98			382,900			
	99			383,400			
	100			383,800			
	101			384,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円		円
		221,300		251,300		280,700	
						321,500	
						350,400	
							397,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

## 海 事 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500
	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400
	46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100
	47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800
	48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500
	49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000
	50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400
	51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800
	52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200
	53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500
	54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900
	55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500
	56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100
	57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400
	58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900
	59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400
	60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800
	61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000
	62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400
	63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700
	64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100
	65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300
	66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700
	67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100
	68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500
	69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900
	70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300
	71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600
	72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100
	73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600
	74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100
	75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600
	76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800
	77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100
	78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500
	79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900
	80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300
	81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700
	82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	
90		295,100	328,500	337,400	354,100	
91		295,400	328,700	337,700	354,500	
92		295,700	329,000	338,100	354,900	

	93		295,900	329,200	338,500	355,300
	94		296,200	329,400	338,700	355,700
	95		296,500	329,700	339,000	356,100
	96		296,700	330,000	339,200	356,500
	97		296,900	330,200	339,500	356,900
	98		297,100	330,500	339,800	
	99		297,300	330,700	340,100	
	100		297,600	331,000	340,400	
	101		297,900	331,200	340,600	
	102		298,200	331,400	340,900	
	103		298,400	331,600	341,200	
	104		298,600	331,800	341,500	
	105		298,900	332,200	341,700	
	106			332,400	342,100	
	107			332,600	342,300	
	108			332,900	342,500	
	109			333,200	342,800	
	110			333,400		
	111			333,700		
	112			334,000		
	113			334,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円
		216,100	230,600	232,600	254,700	283,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）に適用する。

**第2条** 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条第5項中「第2条第5項」を「第2条第7項及び第8項」に改める。

第9条の2第2項中「100分の12.19」を「100分の12.21」に改める。

第9条の6の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第9条の7** 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所（以下この条において「住居等」という。）で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数が、人事委員会規則で定める期間以上の期間について平均して10日を超えた人事委員会規則で定める職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 前項の日数は、正規の勤務時間による勤務として住居等で勤務することを命ぜられた日のうち住居等以外の場所で勤務する時間その他人事委員会規則で定める時間を含む日を除いて計算する。

3 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

4 前3項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 経管栄養等特定行為業務手当

第13条の6第3項を削る。

第13条の8第1項中「勤務する」を、「勤務し、練習船（遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶で、その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とするものに限る。）に乗り組む」に、「次の各号に掲げる」を「航海の」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「2,990円」を「5,250円」に改め、同条を第13条の9とする。

第13条の7の次に次の1条を加える。

(経管栄養等特定行為業務手当)

**第13条の8** 経管栄養等特定行為業務手当は、特別支援学校等に勤務する職員が、医師の指示の下に行われる行為で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 経管栄養等特定行為業務手当の額は、日額250円とする。

第14条第1項中ただし書を削り、同項第5号中「漁業実習」を「実習」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務

第14条第2項中「同項第5号に掲げる業務にあつては」の次に「日額250円とし、同項第6号に掲げる業務にあつては」を加える。



第14条の3を第14条の4とし、第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(併給禁止等)

**第14条の2** 海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。

- 2 月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。
- 3 職員が、同一の日に従事した業務について、2以上の日額の特殊勤務手当の支給を受けようとする場合（人事委員会規則で定める場合を除く。）、そのいずれか支給額が最も高い特殊勤務手当のみを支給する。
- 4 職員が、同一の日同一の日額の特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合（人事委員会規則で定める場合を除く。）、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該手当を支給する。
- 5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当
災害応急作業等手当 (第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当

第16条第4項中「第2条第5項及び」を「第2条第7項及び第8項並びに」に改める。

第17条の2中「おいて」の次に「、第9条の7の規定による在宅勤務等手当」を加える。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第22条の2の見出し及び同条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同

条第6項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第8項及び第9項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の2及び別表第1から別表第5までの規定並びに附則第3項の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）附則第2項から第4項までの規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の規定による改正後の」を削り、「新学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に改める。

附則第3項から附則第6項までの規定中「新学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に改める。

## 新旧対照表

## ○学校職員の給与等に関する条例&lt;第1条関係&gt;

新	旧
<p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項 <u>(同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>第9条の3～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるの</p>	<p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.09</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>第9条の3～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるの</p>

新	旧
<p>は「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>は「<u>100分の57.5を</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>

## 新旧対照表

## ○学校職員の給与等に関する条例&lt;第2条関係&gt;

新	旧
<p>第1条～第1条の3 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。)第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略) (給料の支給方法)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例<u>第2条第7項</u>に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第7条の2～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の12.21</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3～第9条の6 (略) <u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の7 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所(以下この項において「住居等」という。)で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数(住居等以外の場所で勤務</u></p>	<p>第1条～第1条の3 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。)第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当<u>_____</u>、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略) (給料の支給方法)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例<u>第2条第5項</u>に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第7条の2～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3～第9条の6 (略) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>する時間その他人事委員会規則で定める時間を含む日を除く。）が、人事委員会規則で定める期間以上の期間について平均して10日を超えた職員で人事委員会規則で定めるものには、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 経管栄養等特定行為業務手当</u></p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p> <p>第11条～第13条の5 (略)</p> <p>(夜間緊急業務手当)</p> <p>第13条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第13条の7 (略)</p> <p><u>(経管栄養等特定行為業務手当)</u></p> <p><u>第13条の8 経管栄養等特定行為業務手当は、特別支援学校等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが、経管栄養その他の日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 経管栄養等特定行為業務手当の額は、日額250円とする。</u></p> <p>(練習船等航海業務手当)</p> <p><u>第13条の9 練習船等航海業務手当は、海洋科学高等学校に勤務し、練習船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶で、その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とするものに限る。)に乗り組む</u>海事職給料表(1)又は海</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p> <p>第11条～第13条の5 (略)</p> <p>(夜間緊急業務手当)</p> <p>第13条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第13条の4第1項の規定による手当又は次条第1項の規定による手当(同項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。以下この項において同じ。)が支給される日には、夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が、第13条の4第1項の規定による手当又は次条第1項の規定による手当の額を超えるときは、これらの手当は支給せず、夜間緊急業務手当を支給する。</u></p> <p>第13条の7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(練習船等航海業務手当)</p> <p><u>第13条の8 練習船等航海業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する</u></p> <p>海事職給料表(1)又は海</p>

新	旧
<p>事職給料表(2)の適用を受けている職員が<u>航海の</u>業務に従事したときに支給する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>職給料表(2)の適用を受けている職員が<u>次の各号に掲げる</u>業務に従事したときに支給する。</p> <p><u>(1) 練習船(総トン数200トン以上の船舶に限る。)に乗り組む海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長が行う航海業務</u></p> <p><u>(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。)に乗り組む海事職給料表(2)の適用を受けている者が行う航海業務</u></p> <p><u>(3) 長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている者が行う航海業務</u></p>
<p>2 練習船等航海業務手当の額は、日額<u>5,250円</u>を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>(漁業実習等特殊業務手当)</p>	<p>2 練習船等航海業務手当の額は、日額<u>2,990円</u>を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>(漁業実習等特殊業務手当)</p>
<p>第14条 漁業実習等特殊業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第14条 漁業実習等特殊業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。<u>ただし、海事職給料表(1)の適用を受ける職員及び海事職給料表(2)の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員には、第1号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務</u></p> <p><u>(6) 人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地以外の海上で行う実習</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地以外の海上で行う漁業実習</u></p>
<p>2 漁業実習等特殊業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額900円とし、同項第2号に掲げる業務にあつてはその勤務1回につき2,200円とし、同項第3号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき200円とし、同項第4号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、潜水深度の区分に応じ、人事委員会規則で定める額とし、同項第5号に掲げる業務にあつては<u>日額250円とし、同項第6号に掲げる業務にあつては</u>日額400円とする。</p> <p>(併給禁止等)</p>	<p>2 漁業実習等特殊業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額900円とし、同項第2号に掲げる業務にあつてはその勤務1回につき2,200円とし、同項第3号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき200円とし、同項第4号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、潜水深度の区分に応じ、人事委員会規則で定める額とし、同項第5号に掲げる業務にあつては_____日額400円とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第14条の2 <u>海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている職員のうち人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。</u></p>	

新	旧				
<p>2 月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。</p> <p>3 職員が、同一の日に従事した業務について、2以上の特殊勤務手当（日額のものに限る。以下この項及び次項において「日額特殊勤務手当」という。）の支給を受けようとする場合（人事委員会が定める場合を除く。）、そのいずれか支給額が最も高い日額特殊勤務手当のみを支給する。</p> <p>4 職員が、同一の日に同一の日額特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合（人事委員会が定める場合を除く。）、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該日額特殊勤務手当を支給する。</p> <p>5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" data-bbox="161 782 772 973"> <tr> <td>教員特殊業務手当</td> <td>夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td>災害応急等作業手当 （第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。）</td> <td>夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急等作業手当 （第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当	
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当				
災害応急等作業手当 （第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。）	夜間緊急業務手当				
<p>第14条の3・第14条の4 （略）</p>	<p>第14条の2・第14条の3 （略）</p>				
<p>第15条 （略） （時間外勤務手当）</p>	<p>第15条 （略） （時間外勤務手当）</p>				
<p>第16条 （略） 2・3 （略）</p>	<p>第16条 （略） 2・3 （略）</p>				
<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第7項及び第8項並びに第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定に</p>	<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定に</p>				



新	旧
<p>かかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>かかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>5・6 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>
<p>（時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例）</p>	<p>（時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例）</p>
<p>第17条の2 前2条の場合において、職員が<u>第9条の7の規定による在宅勤務等手当</u>、第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前2条の規定による時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p>	<p>第17条の2 前2条の場合において、職員が_____第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前2条の規定による時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p>
<p>第18条～第18条の3 （略）</p>	<p>第18条～第18条の3 （略）</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第19条 （略）</p>	<p>第19条 （略）</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（1）～（4） （略）</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>
<p>4～6 （略）</p>	<p>4～6 （略）</p>
<p>第19条の2・第19条の3 （略）</p>	<p>第19条の2・第19条の3 （略）</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第20条 （略）</p>	<p>第20条 （略）</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

新	旧
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>
<p>第20条の2～第22条 （略）</p>	<p>第20条の2～第22条 （略）</p>
<p>（会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償） 第22条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用を支給する。</p>	<p>（会計年度任用職員の報酬、期末手当及び_____費用弁償） 第22条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用を支給する。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する。</p>	<p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当_____を支給する。</p>
<p>7 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p>	<p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p>
<p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>
<p>第22条の3～第29条 （略）</p>	<p>第22条の3～第29条 （略）</p>
<p>別表第1～別表第6 （略）</p>	<p>別表第1～別表第6 （略）</p>

## 新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）＜学校職員給与条例附則第4項＞

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第7項から第16項まで及び<u>学校職員の給与等に関する条例</u>（以下「<u>学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第7項から第16項まで及び<u>第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例</u>（以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等</p>

新	旧
<p>に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第3項ただし書並びに <u>学校職員給与条例</u>第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに <u>学校職員給与条例</u>第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第3項ただし書並びに <u>新学校職員給与条例</u>第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに <u>新学校職員給与条例</u>第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p> <p>7～9 （略）</p>

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の後に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第12条第1号中「第2条第5項」を「第2条第7項」に改める。

第18条中「第48条の2」を「第48条の3」に改める。

第19条の表第7条第5項の項中「第2条第5項」を「第2条第7項及び第8項」に改め、第14条の2の見出しの項及び第14条の2の項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第27条の表第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）の項及び第14条の2の項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第29条第2項中「又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「、職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改め、「規定する介護時間」の次に「又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の4第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の4第1項に規定する子育て部分休暇」を加え、「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

日付：令和5年10月31日

## 新旧対照表

## ○職員の育児休業等に関する条例

新	旧
<p>第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略) (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第4条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)<u>第2条第7項</u>に規定する週休日をいう。次号において同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条～第17条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例</p>	<p>第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略) (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第4条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)<u>第2条第5項</u>に規定する週休日をいう。次号において同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条～第17条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例</p>

新		旧																																																															
<p>の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）<a href="#">第48条の3</a>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>常勤の職員</td> <td>当該承認を受けていない常勤の職員</td> </tr> </table> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7条第5項</td> <td><a href="#">第2条第7項</a>に規定する</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の3</a>の見出し</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の3</a></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第20条～第26条 （略）</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例）</p> <p>第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の3</a>の見出し、第16条第2項</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </table>		地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員	常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員	（略）			第7条第5項	<a href="#">第2条第7項</a> に規定する	（略）	（略）			<a href="#">第14条の3</a> の見出し	（略）		<a href="#">第14条の3</a>	（略）			（略）		（略）			（略）			<a href="#">第14条の3</a> の見出し、第16条第2項	（略）		<p>の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）<a href="#">第48条の2</a>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>常勤の職員</td> <td>当該承認を受けていない常勤の職員</td> </tr> </table> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7条第5項</td> <td><a href="#">第2条第5項</a>に規定する</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の2</a>の見出し</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の2</a></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第20条～第26条 （略）</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例）</p> <p>第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><a href="#">第14条の2</a>の見出し、第16条第2項及</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </table>		地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員	常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員	（略）			第7条第5項	<a href="#">第2条第5項</a> に規定する	（略）	（略）			<a href="#">第14条の2</a> の見出し	（略）		<a href="#">第14条の2</a>	（略）			（略）		（略）			（略）			<a href="#">第14条の2</a> の見出し、第16条第2項及	（略）	
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員																																																																
常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員																																																																
（略）																																																																	
第7条第5項	<a href="#">第2条第7項</a> に規定する	（略）																																																															
（略）																																																																	
<a href="#">第14条の3</a> の見出し	（略）																																																																
<a href="#">第14条の3</a>	（略）																																																																
	（略）																																																																
（略）																																																																	
（略）																																																																	
<a href="#">第14条の3</a> の見出し、第16条第2項	（略）																																																																
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員																																																																
常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員																																																																
（略）																																																																	
第7条第5項	<a href="#">第2条第5項</a> に規定する	（略）																																																															
（略）																																																																	
<a href="#">第14条の2</a> の見出し	（略）																																																																
<a href="#">第14条の2</a>	（略）																																																																
	（略）																																																																
（略）																																																																	
（略）																																																																	
<a href="#">第14条の2</a> の見出し、第16条第2項及	（略）																																																																

新			旧		
及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）			び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）		
<u>第14条の3</u>	(略)		<u>第14条の2</u>	(略)	
(略)			(略)		
第28条 (略) (部分休業の承認)			第28条 (略) (部分休業の承認)		
第29条 (略)			第29条 (略)		
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第13条第1項</u> 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第10条第1項</u> に規定する育児休暇、 <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u> 第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間 <u>又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の4第1項</u> 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第13条の4第1項</u> に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇、 <u>介護時間又は子育て部分休暇</u> の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。			2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第13条</u> 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第10条</u> に規定する育児休暇 <u>又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u> 第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇 <u>又は介護時間</u> の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。		
3 (略)			3 (略)		
第30条～第34条 (略)			第30条～第34条 (略)		



**任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例  
の一部を改正する条例**

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第1条** 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第2条** 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第4条** 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の任期付研究員条例第6条第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 新旧対照表

## ○任期付研究員の採用等に関する条例&lt;第1条関係&gt;

新	旧																																												
<p>第1条～第4条 (略) (給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">402,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">336,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受け</p>	号給	給料月額	<u>1</u>	402,000 円	<u>2</u>	461,000	<u>3</u>	522,000	<u>4</u>	603,000	<u>5</u>	701,000	<u>6</u>	800,000	号給	給料月額	<u>1</u>	336,000 円	<u>2</u>	371,000	<u>3</u>	398,000	<p>第1条～第4条 (略) (給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">398,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">332,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受け</p>	号給	給料月額	<u>1</u>	398,000 円	<u>2</u>	456,000	<u>3</u>	516,300	<u>4</u>	596,300	<u>5</u>	693,300	<u>6</u>	791,300	号給	給料月額	<u>1</u>	332,000 円	<u>2</u>	367,000	<u>3</u>	394,000
号給	給料月額																																												
<u>1</u>	402,000 円																																												
<u>2</u>	461,000																																												
<u>3</u>	522,000																																												
<u>4</u>	603,000																																												
<u>5</u>	701,000																																												
<u>6</u>	800,000																																												
号給	給料月額																																												
<u>1</u>	336,000 円																																												
<u>2</u>	371,000																																												
<u>3</u>	398,000																																												
号給	給料月額																																												
<u>1</u>	398,000 円																																												
<u>2</u>	456,000																																												
<u>3</u>	516,300																																												
<u>4</u>	596,300																																												
<u>5</u>	693,300																																												
<u>6</u>	791,300																																												
号給	給料月額																																												
<u>1</u>	332,000 円																																												
<u>2</u>	367,000																																												
<u>3</u>	394,000																																												

新	旧
<p>る職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>る職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

## 新旧対照表

## ○任期付研究員の採用等に関する条例&lt;第2条関係&gt;

新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

## 新旧対照表

## ○任期付職員の採用等に関する条例&lt;第3条関係&gt;

新		旧	
第1条～第6条 (略) (給与に関する特例)		第1条～第6条 (略) (給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
<u>号給</u>	<u>給料月額</u>	<u>号</u>	<u>給料月額</u>
	円		円
<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>1</u>	<u>376,000</u>
<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>2</u>	<u>422,000</u>
<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>3</u>	<u>472,300</u>
<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>4</u>	<u>533,300</u>
<u>5</u>	<u>615,000</u>	<u>5</u>	<u>608,300</u>
<u>6</u>	<u>718,000</u>	<u>6</u>	<u>710,300</u>
<u>7</u>	<u>839,000</u>	<u>7</u>	<u>830,300</u>
2～4 (略) (給与条例の適用除外等)		2～4 (略) (給与条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職		2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職	

新	旧
<p>手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略) 第9条 (略)</p>	<p>手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略) 第9条 (略)</p>

## 新旧対照表

## ○任期付職員の採用等に関する条例&lt;第4条関係&gt;

新	旧
<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>



## 報第15号～第21号関係

## 1 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

## (1) 改正の趣旨

移転料等に関する規定について、所要の改正を行うものである。

## (2) 改正の内容

赴任に係る旅行について、新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）についても移転料及び扶養親族移転料の支給対象とするため、支給要件を変更する。（第6条第9項関係）

## (3) 施行期日等

## ア 施行期日

令和6年4月1日

## イ 経過措置

改正後の第6条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。

## 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 令和5年度の改定 (公布日施行)

(ア) 給料月額 (令和5年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第10関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和5年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.19/100	12.09/100

(ウ) 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	125/100	120/100
	特定幹部職員	105/100	100/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	70/100	67.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(エ) 勤勉手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2

項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	105/100	100/100
	特定幹部職員	125/100	120/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	50/100	47.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(オ) その他所要の規定の整備を行う。(第5条第9項関係)

イ 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

(ア) 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第9条の2第2項関係)

改 正	令和5年度の改正
12.21/100	12.19/100

(イ) 期末手当の支給割合

令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。(第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	122.5/100	125/100
	特定幹部職員	102.5/100	105/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	68.75/100	70/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

## (ウ) 勤勉手当の支給割合

令和6年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。（第16条第2項関係）

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	102.5/100	105/100
	特定幹部職員	122.5/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	48.75/100	50/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

## (エ) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとする。（第18条の2第1項、第6項、第8項及び第9項関係）

## (オ) 在宅勤務等手当の新設

住居等における勤務が、一定期間以上の期間について1箇月当たりの平均日数が10日を超えた場合、月額3,000円を支給することとする在宅勤務等手当を新設する。（第2条、第9条の7及び第13条の2及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条関係）

## (3) 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)については令和5年4月1日から、(ウ)(エ)については令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和6年4月1日施行

### 3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### (1) 改正の趣旨

職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

#### (2) 改正の内容

##### ア 保健福祉業務等従事手当

手当額を、月額の場合にあっては2万5,000円、日額の場合にあっては490円を超えない範囲内とする。(第6条第2項関係)

##### イ 社会福祉施設等業務手当

手当額を、月額の場合にあっては7万500円、日額の場合にあっては1,800円を超えない範囲内とする。(第6条の2第2項関係)

##### ウ 防疫等作業手当

(ア) 感染症等接触手当及び家畜等取扱手当の一部を統合し、防疫等作業手当として新設する。(第2条第4号、第10条及び第12条第1項第6号関係)

(イ) 新型コロナウイルス感染症に係る感染症等接触手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例を新設する。(附則第3項、同第4項関係)

##### エ 病理細菌検査手当

手当額を、月額の場合にあっては4万8,400円、日額の場合にあっては1,980円を超えない範囲内とする。(第10条の2関係)

##### オ 家畜等取扱手当

保健福祉事務所における業務を支給対象とするとともに、野犬等の捕獲のための自動車運転の業務を削除するほか、所要の規定の整備を行う。(第12条第1項第5号、同条第2項及び第3項関係)

##### カ 有害毒薬物等取扱手当

保健福祉事務所における業務を支給対象から削除する。(第15

## 条第1項関係)

## キ 火薬類取締等業務手当

有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を支給対象職員に加える。

(第17条第1項関係)

## ク 麻薬取締業務手当

手当額を引き上げる。(第18条第2項関係)

## ケ 水中等作業手当

橋脚の基礎工事等を支給対象業務から削除するとともに手当額を引き上げる。(第20条第1項第2号、同条第2項関係)

## コ 危険現場手当

室温が零下20度以下の冷凍室等において行う作業を支給対象から削除する。(第23条第1項第7号及び第2項関係)

## サ 夜間特殊業務手当

夜間緊急業務手当の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

(第35条関係)

## シ 夜間緊急業務手当

救急医療等の業務に対処するために行う業務を支給対象から削除する。(第37条関係)

## ス 用地交渉等手当

手当額を引き上げる。(第38条第2項関係)

## セ 災害応急作業等手当

林道、治山施設、かんがい用排水施設又は農業用道路における応急作業等の業務を支給対象に加える。(第45条第1項第1号関係)

## ソ 警察業務手当

(ア) 検視等の業務の所属指定の廃止及び手当額の引上げ等を行う。

(第47条第1項第3号及び第2項関係)

(イ) 東日本大震災に係る特例を廃止する。(附則第6項関係)

## タ 併給禁止等

次の考え方により、所要の規定の整備を行う。(第6条第1項、第10条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第

20条第1項、第23条第1項第5号、第37条第3項、第47条第1項、第48条第1項及び第48条の2関係)

(ア) 月額の特殊勤務手当の支給を受ける場合

原則として、夜間特殊業務手当を除く他の特殊勤務手当を支給しない。

(イ) 2以上の日額の特殊勤務手当の支給要件に該当する場合

原則として、最も支給額が高いものを支給する。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

#### 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

##### (1) 改正の趣旨

子育て部分休暇の新設等をするため、所要の改正を行うものである。

##### (2) 改正の内容

ア 職員の申告を考慮して週休日に加えて当該職員の週休日を設けることを可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条、第4条第3項、第17条の3、第18条及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項から第8項、第14条の3、第15条、第16条並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第75号）附則第2項及び第3項関係）

イ 休憩時間について、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合、一斉に与えないことができる等、特例を定める。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条第3項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項関係）

ウ 小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる、子育て部分休暇を新設する。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第17号及び第16条の4並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条第17号及び第13条の4関係）

エ 職員の婚姻に係る慶弔休暇について、人事委員会規則で定める期間内に休暇を取得することとするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条関係）

オ 育児参加休暇について、子又は子の配偶者が出産する場合に、



孫の世話をするため、休暇の取得を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項及び第15条の6第1項並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5第1項及び第12条の6第1項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

改正前の条例により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇については、改正後の条例による慶弔休暇及び育児参加休暇とみなす。

## 5 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

## (1) 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

## (2) 改正の内容

ア 令和5年度の改定 (公布日施行)

(ア) 給料月額 (令和5年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第5関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和5年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.19/100	12.09/100

(ウ) 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第19条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	125/100	120/100
	特定幹部職員	105/100	100/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	70/100	67.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(エ) 勤勉手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第20条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	105/100	100/100
	特定幹部職員	125/100	120/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	50/100	47.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(ホ) その他所要の規定の整備を行う。(第5条第9項関係)

イ 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

(ア) 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改正	令和5年度の改正
12.21/100	12.19/100

(イ) 在宅勤務等手当の新設

住居等における勤務が、一定期間以上の期間について1箇月当たりの平均日数が10日を超えた場合、月額3,000円を支給することとする在宅勤務等手当を新設する。(第2条、第9条の7及び第17条の2関係)

(ロ) 経管栄養等特定行為業務手当

特別支援学校等に勤務する職員が、医師の指示の下に行う業務について、手当を新設する。(第10条第2項第5号、第13条の8関係)

(ハ) 練習船等航海業務手当

支給区分を統合し、手当の上限を日額5,250円とする。(第13条の9関係)

(ニ) 漁業実習等特殊業務手当

海洋科学高等学校に勤務する職員が、人体に有害なガスの発

生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した場合、日額250円を支給することとする。

人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地外の海上で行う実習について、漁業実習以外の実習に従事した場合も支給することとする。（第14条関係）

(カ) 併給禁止等

次の考え方により、所要の規定の整備を行う。（第14条の2関係）

a 月額の特殊勤務手当の支給を受ける場合

原則として、他の特殊勤務手当を支給しない。

b 2以上の日額の特殊勤務手当の支給要件に該当する場合

原則として、最も支給額が高いものを支給する。

(キ) 期末手当の支給割合

令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第19条第2項及び第3項関係）

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	122.5/100	125/100
	特定幹部職員	102.5/100	105/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	68.75/100	70/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

(ク) 勤勉手当の支給割合

令和6年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。（学校職員の給与等に関する条例第20条第2項関係）

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	102.5/100	105/100
	特定幹部職員	122.5/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	48.75/100	50/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

- (ケ) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給  
地方自治法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとする。(第22条の2第1項、第6項、第8項及び第9項関係)

(3) 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)については令和5年4月1日から、(ウ)(エ)については令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和6年4月1日施行

## 6 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

地方自治法の一部改正等に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となること等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となることを踏まえ、所要の規定の整備を行う。(第7条第2項、第8条関係)

イ 子育て部分休暇を新設する職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴い、部分休業の承認を行う時間について、子育て部分休暇の承認を受けた時間を減じることとする。(第29条第2項関係)

ウ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(第12条、第18条、第19条及び第27条関係)

### (3) 施行期日

令和6年4月1日

## 7 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

#### ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和5年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和5年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第5条関係)

b 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	現 行
175/100	165/100

(イ) 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合

令和6年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	令和5年度の改正
170/100	175/100

#### イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和5年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和5年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第7条第1項関係)

- b 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)  
 令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改 正	現 行
175/100	165/100

- (イ) 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

- a 期末手当の支給割合  
 令和6年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改 正	令和5年度の改正
170/100	175/100

- (3) 施行期日等

改正の内容	施行期日等
(2)ア(ア)及び (2)イ(ア)	公布の日施行。ただし、(2)ア(ア)a及び(2)イ(ア)aについては令和5年4月1日から、(2)ア(ア)b及び(2)イ(ア)bについては令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)ア(イ)及び (2)イ(イ)	令和6年4月1日施行